

SORAスポ会員規約

第1条(名称および所在)

1. 本クラブは、SORAスポ(以下本クラブ)と称します。また株式会社80が運営いたします。
2. 本クラブは、神奈川県横浜市旭区小高町59-4に所在を置きます。

第2条(目的)

本クラブは、「将来を充実させるための力をつけること」をテーマに子どもが考える事、チャレンジしやすい環境を心がけ、心から運動を楽しむことにより、心身の健全な育成とスポーツ振興に寄与することを目的とします。

第3条(入会資格)

本クラブに入会するには、次の要件を備えていなければなりません。

1. 本クラブの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できること。
2. スポーツを行うに適した健康状態であること。

第4条(入会手続き)

1. 本クラブに入会を希望するものは、所定の入会手続きを完了し、別途定める入会金及び月会費をお支払頂いた時点をもって会員資格を得たものといたします。
2. 入会時には、入会金を申し受けます。また、兄弟姉妹入会済みの場合(1人目の会員が休会・退会していない場合に限る)には2人目より入会金は無料といたします。また入会キャンペーンなど本クラブが認めた場合に無料とする場合があります。

第5条(月会費等のお支払方法)

1. 本クラブは、月謝制(月極契約)、前納制となっております。原則、毎月末日に翌月の月会費等をクレジットカードか本クラブ指定の金融機関の口座より自動振替にてお支払いいただきます。
2. 各スクールでは現金の取り扱いは一切行いません。各スクールへ現金をご持参いただいても受領できません。

第6条(会費の不返還)

お支払いいただいた入会金・月会費・ユニフォーム代等につきまして、レッスン受講の有無、ユニフォームの使用の有無等の理由の如何を問わず返金いたしかねますのでご了承ください。

ただし、初月内の退会の場合は初月分の月会費のみ全額返金いたします。

第7条(会費の滞納及び強制退会)

1. 月会費等のお支払が遅れ2ヶ月以上滞納された場合、及び規定の期日にお支払いいただけ無いことが度重なるような場合には、本クラブは指導を停止し当該会員を強制退会(除名)させていただきます。また強制退会となった場合でも、滞納金は免除となりません。
2. 月会費等のお支払が遅れ、本クラブから再請求のご案内をした場合、再請求に伴う事務手数料をいただく場合があります。

第8条(損害保険への加入)

1. 入会時にはスポーツ安全保険へご加入いただきます。ご加入手続きが完了する前に運動に参加することはできません。
2. スポーツ安全保険は年度単位での更新となります。(4月～翌年3月)入会時及び更新時に所定金額を本クラブにお支払いいただきます。なお、手続きは本クラブで行います。
3. スポーツ安全保険は、レッスン中、または自宅から本クラブまでの往復中での事故に加え個人練習による負傷も対象となります。

第9条(負傷時の対応及び免責事項)

1. 本クラブ生が、運動中に負傷した場合には、本クラブトレーナー、スタッフ、そら接骨院院長が応急処置を施し、必要に応じ病院への搬送等その状況に応じた対応をいたします。
2. 本クラブ指導者の管理外で生じた事故・盗難、また本クラブの管理内であっても本クラブ指導者の指示に従わないで起きた事故・盗難、またそれに伴う負傷については、本クラブはその責任を一切負いかねます。

第10条(運動日)

1. 本クラブの運動日、時間については、本クラブが定めた年間スケジュールによります。
2. 予定表をご確認ください。
3. やむを得ない事情が発生した場合には、定められた運動日、時間等を変更または中止することがあり得ます。その場合には事前にクラブ生に通知いたします。

第11条(休会)

1. 休会をご希望される場合は、休会希望月の前月20日までに本クラブ事務局まで休会届けをご提出ください。提出月末日をもって休会となります。当月の休会手続き期限を過ぎての当月末休会はできません。その場合、翌月末休会となります。
2. 休会の期間は3ヶ月以内として、休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとします。但し、怪我などの理由により本クラブが休会の必要性を認めた場合にはこの限りではありません。
3. 休会月の月会費は通常月会費の半額と致します。
4. 休会した場合、3ヶ月以内であれば再度入会金を納入することなく、復会することができます。

第12条(退会)

1. 退会をご希望する場合は、退会希望月の前月30日までに本クラブ事務局までメールにて退会をお知らせください。
2. 退会后、再度入会される場合には改めて入会金を納入していただきます。

第13条(ユニフォーム)

本クラブにてレッスンを受講する際は、本クラブ指定のユニフォームをご着用ください。
(柔道着に関しては指定のものはありません。)

第14条(キャンセル)

当日の利用をキャンセルされる場合は、午前中までにクラブ事務局までメールまたはお電話にてご連絡ください。ご連絡いただけ無い場合にはキャンセル料をいただく場合もございますのでご注意ください。

第15条(休校・閉鎖)

1. 天災地変・社会情勢の変化、その他通常のクラブ運営を継続することが困難となる事由が生じた時は休校・閉鎖することがあります。
2. 中止の連絡はご登録いただいた連絡先へご連絡いたします。

第16条(クラブ生の変更事項)

クラブ生は、住所・連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には所定の方法で速やかに本クラブに届けでてください。

第18条(クラブ生及び保護者遵守事項)

1. 運動中であっても体調・健康状態に異変があると思われる場合は、すぐに申し出てください。
2. クラブに通う際は事故に十分注意し、危険な行動や他人の迷惑になるようなことはしないでください。
3. 本クラブ施設、備品等は大切にし、破損したり汚さないようにしてください。
4. クラブ生及び保護者が本規約に違反した場合、クラブの運営を妨害した場合、クラブの信用を毀損した場合、またクラブの運営に支障があったと本クラブが判断した場合には、強制退会(除名)とすることがあります。

第19条(写真・映像の使用)

本クラブの活動風景を撮影した映像及び写真をSORAスポ、株式会社80のホームページ、その他プロモーションに使用することがあります。

第20条(個人情報管理)

(利用目的)

1. 運動指導、面談記録、請求、合宿等のイベント告知など当クラブのサービス提供のため
2. 上記(1)の利用目的の達成に必要な範囲での株式会社80、業務提携先などへの提供のため

3. 上記(1)に関するマーケティング(アンケート等)活動、顧客動向分析、調査分析のため
4. ご質問・ご要望に対応するため

(第三者提供について)

1. 上記利用目的(1)(2)に対する本人の同意を得たとき。但し、提供先とは秘密保持に関して取り決め、お客様の個人情報保護に努めます。また名簿会社などに販売・譲渡・貸与することは一切ありません。
2. 法令に基づく場合
3. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
4. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合。
5. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに協力する必要がある場合。

第21条(細則等)

本規約に定めのない事項及びルール等の細則は、本クラブが別途定めます。

第22条(本規約の更新等)

本クラブは、会員に事前承諾を得ることなく上記内容を改定することができ、会員は予めこれを同意するものとします。本内容を改定した場合は、ホームページ告知などの方法により周知するものとし、当該告知が掲載された時点から変更の効力が生じるものとします。